

筑前志士傳

二

680

子

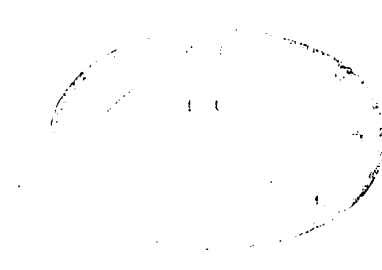
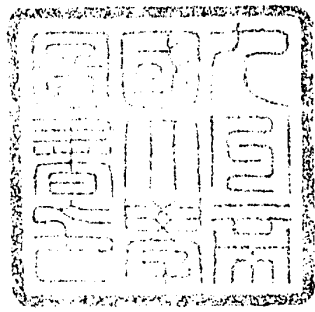
36

0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17

5 10 15

680
千
50

筑前志士傳 二



筑前志士傳卷之二

筑前 長野 誠輯

全 石井廣郷校

月形洗藏

月形詳字伯安小字、駒之助後安之助又格  
と改め終に洗藏と通稱を格庵運甍洞と  
共々を辨りり文治十一年丙子又月形早  
良郡福園の城に生る祖父七助實父深藏  
弘母、中村氏を族の養子となりり月形家

守常女なり。嘉永三年三月父の嗣ぎ世継  
百石を領ひ馬廻組よりある後大島定常に  
久しかりし一歳を辞れ此時幕府政  
と失ひ内憂外患日甚し即ち朋友門人  
と共に義理を主とし兵法を究め玉霸  
君臣此別を辨し尊攘の道最深し海  
防を論し陣制を議し操練し之既し  
干戈此同し居る如し又常小我君の英明の  
主なり御多し今下情上より達せし君徳下

通せん倫妻苟且して愚劣を過しり言海雍塞  
しと憂憤せし方延元己丑月廣瀬  
上書りし書し云

私後亦有し君の如く言夫の如く言  
事恐入るは此今天下の形勢也憂外患  
逐日甚遠敵の危急存亡の時良御家隆替  
之際に中絶を有しは世に凡智の拘存法  
は後を任仕るべき程更事為入る方左通  
事上より思 少將操御清明なるを専ら

清文公之師也言を多き既、先子師改正を  
何出之れ古風、立復、後、其、以、後、具、又、其、  
時、之、形、勢、之、多、く、成、候、を、師、定、見、之、を、存、心、也、

天朝、清、深、忠、慕、府、を、以、輔、佐、を、遊、天、下、万、民、  
太、平、之、を、國、治、に、以、治、成、候、の、師、大、志、を、其、  
風、流、洋、水、に、在、り、折、柄、を、仍、に、辨、別、し、其、  
櫻、田、に、於、て、義、孝、之、行、人、公、道、を、其、書、一、覽、  
仕、之、を、貴、師、と、爲、し、以、其、書、教、せ、先、に、天、下、  
治、平、之、候、を、殊、に、其、依、頼、心、成、し、禮、自、ら、お

見、し、し、然、に、一、通、無、事、及、風、流、を、以、て、其、  
天、朝、の、清、忠、義、之、心、を、以、師、と、爲、し、其、  
忠、孝、之、右、書、を、以、迅速、に、傳、播、仕、り、其、清、卓、  
識、師、盛、徳、之、師、英、名、を、國、中、に、下、一、教、を、傳、  
ふ、其、感、稱、候、に、以、て、其、忠、孝、之、心、を、師、家、之、以、首、目、と、爲、  
し、以、後、に、其、心、を、誠、心、難、有、仕、合、於、臣、下、に、其、  
感、涙、之、咽、候、を、其、忠、孝、之、心、を、師、家、之、以、首、目、と、爲、  
志、し、其、心、を、感、戴、奮、發、し、其、心、を、以、て、其、  
其、今、一、通、を、其、心、を、以、て、其、心、を、以、て、其、  
奢、靡、游、惰、之、風、習、











花は計らずも却る天朝幕府の忠勅に背  
候もその志は至國に候に付其人として  
戸に書実し悪名を奉り負何れ仕掛共  
連七軍勢を向し候に決し者も後を  
只今公達して都合は取繕はせし天  
下は形勢一変候に候に付是れは  
其時表向し御勅に背候共は  
下は形勢一變候に候に付是れは  
其時表向し御勅に背候共は  
下は形勢一變候に候に付是れは  
其時表向し御勅に背候共は

國同遊情の風俗も亦内外より御災難  
未だ福下の御厄運に為南に少くは  
一候も其志は至國に候に付其人として  
建國も一変に滅亡に及ぶ人身の上死生有之  
候に御理に背候に候に付是れは  
又其志は至國に候に付其人として  
福の上は御念に背候に候に付是れは  
是御志は至國に候に付其人として  
御志は至國に候に付其人として



後之倭起如く成り居るに及く不在洲又大  
陸平八郎隆節の福の倭をも企ては  
中一盛光の掬うる右様は胡也日名因所  
仁政の息起師を基平師之國を是に於て思  
ま存の只く行て捕新まの所をとい時隆節  
遠くも 明天子上の力を大に謀るも忠賢  
をまゝに是方へ移るは是の由に作御廟等々  
上もも先様之倭を人へい先之勅を忠義  
の事勢天下へ御魁の善後を能く御家

は旗海田のり及不洲万由迄も輝き  
万我万孫の業の成物と成 皇國中の万民  
御清恩の由俗御の成りしるる御友を在天  
の神靈とせ行はれ御後悦つて是に於て忠孝  
を全す此の倭をも存す万一御大業は成れば  
ははれ御名義御名を分りて後には御英名  
に捕新まの如く青史に書き置きて下  
り世に傳りしる限り日月照る人々の心  
守中の若幼奴女半童を奴に是もは御慕

ついでにその名は師英名を以て隠すも亦其の若く  
と美名を後世に流し後世有る者も存する  
師成否は程も知れず角も師仁改師具起  
好き機会の時良は其の存する何事一師高貴は能  
く程も其の祈願輝きもその累代師の思  
を奉養の私儀新の時良は生念の誠心も其の  
仕時にも存するは其の多し能く其の何し  
は用道も不仕止存流は後十二と書るは後  
之人も其の仕時を顧るは誠心悲泣し至る

不堪も其の出入り人找個疎海防等々後之也奉  
穢尊徳度兼存宗儀と云ふ其の旨斯に  
時多し存を格し思召を以て万一其の百所深意に  
端をも其の何れ後多仕るは乍も辨存念に  
程も速師程度日夜至其の事も其の何れ  
愚昧の身知をも不顧忌憚る後事情を筆紙  
に顯すも其の後多し其の思入るは其の萬死決  
定仕居るは其の思を達師程の上も其の何れ其の何  
れ其の有りし程儀も其の何れ其の

六月六日

月形格

日ハ月謁見を乞ひて邦君左中將の前より  
天朝より天下に君る幕府の諸侯と共に其  
はるるを辨し及び封内の下民困窮執政の  
愉安と操練海防を急ますと云語を用き  
信貴必罪すといふことを事實を以て論  
宗幕府のなご應せん固ま在りて専刀一筋  
と敢言せしに君方今代事件只勅命は違ふ  
のみとありしは退きし大に欽服しと思ふ

平賀の事ハそのまゝにありしは諸侯を輔弼し  
同志を結ししは日十月中考しあつけしは父  
及び弟順孝父健をも家も也其ふ一因せし  
ら平賀由順其保官せし事と父を馳せし  
志を以て誰をも通せんといふ詳云長野叔父ハ  
老實なり勅問に直言して罪を以てし  
勅官余に問ひ彼の毫も実係する事と  
と答ふし一叔父も亦ある事といふ供せし  
事一いつし由順を以て疑はしし余實の  
疑

老叔を念ふかく感泣せり明名文久元年五月  
有日命を傳へて先づ容るなむとる志意我  
費せし及ぶ君後海し給ふ後尚日志を職  
人心を動搖し福を妨害すの事上を恨み  
す君を了す情のどく福を収めて中老立花吉成増徳  
の助け其來地所至郡古賀村の字にせしめられ  
更し幼子駒吉恒の厚米を給ひて後とせしむる  
日志數人十遠讀或ハ凶用せしむる詳是より  
獄中の身し書を讀み詩を賦し或ハ其書の傳の

人の經書を授ふ無法を傳ふ其詩 寄懷鷹取  
葵軒用東坡韻清時同歎獄中春到處唯當安此身  
曾醉花間三酌酒本甘林下兩閑人庸儒自古侮天  
命烈士如今泣鬼神明主何疑吾輩策尊崇皇室豈  
無因 詠史誰傲衛青拂四夷秋毫折利事方危元  
來武帝英明主唯恨輪臺悔悟遲 獄中和某韻休  
道奸佞多似雲推藩亦足備三軍微臣重罪人知否  
堪恨至誠不動君父を奪ひし後頼し飯し飯を乞ふ  
序曰萬延紀元庚申十一月十四日余有罪囚於牢

獄廣方一大俯仰延日遂無訊鞠之事辛酉五月七日有司傳命聲罪削籍且收米地使御笠郡古賀村獄中窄狹殆倍舊也七月六日新賜四歲兒恒以月俸令一家免饑邦君憐臣之惠可感銘矣壬戌四月五日先子溘焉病終嗚呼哀哉余悲痛慘怛之餘殆瀕于疾瘳消歲月耳今茲仲春又係時氣卧床數日偶讀正氣歌忽覺風邪如退辟因欲倣之平素講經談兵馳馬試劍無暇及文辭且作作古調不辨方向故造語鄙拙重複雷同殆不容讀藩法不許與筆

硯每得數句請令衛人書之筆削未能如意亦不勘矣未聞古人居喪作詩者而如此篇出區區憂國之至情非樂咏者吾何恤乎夫文山遇反覆流離之間其困苦悲楚之情使聞者毛骨竦然固千古忠賢有養浩氣致者也余今得罪屏居邦君惠下之仁藩法待士之厚比之文山豈唯天壤之不侔耳耶余暗愚謏劣羸虛善病而坐卧于此間足不履地既四年矣幸未上鬼籙者雖天之所使然聊亦不可謂無所養也作倣正氣歌曰神州冠宇內正氣常浩然天皇御



宸極盛德準天皇流風洽八瀛皇胤一連綿賢良輔  
天業赫億萬年時否配義見歷溢簡編朝班誅  
逆臣賊宴揮寸鐵日羅身體光田道墳中骨為伊企  
儼臂為藤西光舌為藤忠光眼為源准右筆或為秋  
夜詩拜衣慕丹闕或為題櫻樹草身蹈險絕或為楠  
夫子三世護王室或為我菊公闔門保晚節是氣本  
凜冽太平二百春浸淫流苟安文武亦不振醜虜恣  
陸梁將門事逡巡天王如天日聰明聖且仁震怒頻  
下詔懷夷期維新陪臣執國命逆詔結和親桀驁蔑

天朝拜虜殆矜臣烈士奮忠勇斬戮櫻田濱嗟余遇  
此時禔銳無戈力我君固賢明一國仰恩澤當路恐  
效尤正獻萬言策儒臣傳分疏茫然長嘆息幕吏但  
東行發軔期近迫內外忠憤輦靖獻效臣職膝下乞  
一死含笑許忠直決然進君前揮淚叩胸臆君曰方  
今事根柢在帝勅聞之莞尔退中懷乍安適乃止東  
都行齊傳求言激營青蠅飛貝錦忽羅織一夜檻  
車迎陷為焚籠客世事不許聞獻言亦何得尔來歷  
七月收祿削士籍謫謫入幽谷孤囚故闕寂去年家

君終悲踊日繼夕回首拜南北滿襟血淚滴余為不  
孝子何以慰靈魄慈母不能養盡忠無寸益忠孝相  
共欽一身當因亢三世傳家學專遵泗閩迹悠々四  
周星觀史亦玩易唯有宿願在何憂幽獄窄藩廷先  
奉詔決戰奮劔戟驕夷忽膽落東洋絕虜船是氣復  
本然神州如古昔余亦養是氣時々務溫繹明善乃  
誠身沛乎天地塞文久三乙六月大赦を遂て家へ  
還るを以て當お門を告せしむる元治元年六月罪  
を除る恒々前縁百石を給ひ同七月詳を以て

町方冷儀然といふ儀と——と化味夜を兼——  
めらる洲乃長慶敷を交り入京行其やも  
——うもそ長下憂慮を懐く凡々禁闕より  
迫り君制の好旨を掃せんを——と云津  
藩摩多代法慶防戦——長兵敷走らるる京  
師兵大に罹る志士是より藩友會賦の  
て之を忘らしし甚——長人の強軍入るる砲鼓  
——と藩船を沈没するある詳獨日志小  
封——天下只藩のに依頼す——長も又確乎とる

勅旨の雅慮あり二藩乃復強智力天下に比  
可し今二藩相仇して皇室振興の勢なし  
方今此急勢ハ二藩を和親せしむる所の  
説きしことも宣りしと應ずる君もかくま  
し説二藩より多くははれりる中ふ  
早川勇 時よ譽  
叙と稱 のこ世説を助成さんとして對馬  
藩に平田大江高睦のそまの志深しとゆめく  
そ田代の完より詳う説を述く長藩を論  
し皇國の正氣を授めんとい説る。尚睦是を以て

余は彼藩に閣下の御筆外夷の和親甚よ甚快  
とされぬ月形大説公に告げれ余又も其意を  
併せし助成すべしと答ふ既し尾張大納言  
慶勝卿討長総督の命をきし二十餘藩の勢を  
指揮して入仰せんしや海邦君長防の士民死  
地も陷るれば易く平しとてはるる虚也と云  
し外患同憂起りしは皇國の治亂測るべし  
さるよと云らん然も長藩を洗滌し平安を謀る  
よ如くはと云ふがしは先君黒田播磨傳整

矢野お授幸賢大音因幡厚剛等其美意を將順  
して使を以て長廣為順を勅説せしむるに  
詳に即今付急幣に薩長と和解せしむるに然ら  
ざるに他は王室振興皇國平定の策なるに  
説を執改め告げしに邦君等も其言を容  
み奉る兵部卿種美治文に命じて密に長廣に  
使せしむる同年十月廿二日詳種美平川宮殿  
伊丹三郎重本曰く田代は即ち平内尚睦  
号子尚行の舎に薩長和解の長廣内証を  
調理する事件を述べて尚睦も同意し種美も  
尚行を別へされしに舟行して高野に  
赴きをり詳等の海軍太宰府の者も小大村  
藩の志士楠本助吉郎隆渡邊乾助勝清  
と邂逅し薩長和解の意見と致し合  
ひ見なれ胸襟を披き議論せしむるに  
平田を訪ひお共の力を合さんとして別をきり板  
橋員尚行の萩城より長門を議廣封し諸人  
一寡君及び老臣等も薩長和解の忠

志一旦に暴挙を以て却て胡敵の名蹟負ひし後  
下も其心志を乞ふあるを竟に雪きし意我々の志  
めんと謀るあふよして先日使を以て志を告  
しめりや一節多し今敵は仇敵となりしは  
もろくに國の不利なるは處の有害なり彼は我  
敵の兵力足らざるも一節多し等し若憾み我  
釋き力を致せしむるも、回天の偉功を成し給ひ  
んこと必あり此を許諾し給ひて寡君より  
手簡を以て呈し給ひ又母の願はれに彼も七

和解を勤めんと欲せしけり此の冬議より  
君の存心感佩の至りしを、親の偏より  
さるる高に依託しと呈し給ひ十日、純向長廣の  
言、移書作書風趣を遊も、中村無二此時野三と改め稱せり、を  
存し、しと呈す、一、詳に托し、しを、は、回、志、お、詳、し  
聖村を東の山に、たよ、潜匿せしめ、其、費、用、を、無、一、懸  
待し、けり、し、お、ふ、乃、三、老、信、口、答、深、謝、さ、り、し  
と、さ、あ、え、ま、れ、し、喜、風、數、日、の、恩、を、謝、し、て、去、る  
詳秘景の書を曲物し、金を獲て、其、函、費、し、給、り、四、月

薩摩の西郷吉之助隆永

世傳大徳三志の孫一後西郷吉之助  
隆盛の孫一隆盛の孫一隆永の孫

此の時詳し自り 征長の事多し 詳屢命して

言氣お投して止為し 長兵の暴行を救へ 釋懐し 心由り保せて

王室を振興せしめて 薩摩を治めんと 流し西郷長兵

を責めんと 詳説を能く容れり 分る隆永の同  
昔時の事とを 以て其の理大吾の

二老より 詳説を密使の往來に 他は地獄なり 其の事分る

此の事作治る 忠告は 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

との疑義あり 其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

私事より 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

君臣城を 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

其の事分る 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

邦君又 其の思を 其の力す 其の命し 其の教情を 揮る間

廣きのみなき——天下にありは解きせしむる  
いふこととあつたは流況——いふこと——小総督  
の意に符令——長廣すの首謀を戮——衆  
を謝り幕吏を廣の幕府の公卿とて侍らせ  
るは後よ又愛あしんことを慮り縛——  
致——いんと議り此時長廣の吏人の隊兵  
合はれて固着は権——て萩城に在り隊  
兵は公卿を奉——て長府の寺山寺に投り  
政府を抗——て云秋軍は邦君の姦黨は権

せ——と封内分裂——伐師又境に迫り若  
縉紳諸公他邦に移り居り誰を主帥と——  
姦黨を拂ひ敵兵を防ぐべきとて死を覚  
固守り故に総督徳成に降廣——て其後  
公卿を迎ふ——若拒守せば兵力を以て原  
機のあまさせよ甚とて解入んことをいふ  
邦君をゆるぎ是容易なりとて事なれども  
解を——と士民を救ふ天下はあられは力り  
及ぶ限り是を——と誓ひて存副を——詳し

彼も説得して又御をおきしめし命せしむ  
詳承りて彼形勢を笑ひ愚劣れ説得すまふ  
あつと辭しけり汝は彼を乞ふありし  
おれは辭見るまじしものまじしおれは數途  
し早川勇長より返るま途ひ時語り先立  
ゆしし詳に大意して西郷吉之助隆盛にお  
し議をとり薩長和親の事と成せんと勇  
先立長府より御を請てや友月形  
洗務なる者彈謁のありまきり是僕ら御あり  
る人粗暴して頭くしし禮節よむしとれども  
皇國のみよす志深くしし吏人の俗藩の  
比のみありし説ありし三月二日詳馬関り  
ありし脱藩しし流寓せし中村無二來  
見し隊情を説いて我輩とくし傳ふに後  
よ移しし誰を頼むし況や流隊に於てや  
是下りし説くしとも肯すしし強く辨を  
おきし如何なる愛おしし圓り説しし  
小詳ありし汝はあつてししかりし斯く愚



言を吐く——と、思ふべき汝國のありすとて  
な人の憂を貽——歎と扱——と、思ふべき汝國の  
潛き——弟無可、天下は難く死——と、思ふべき  
汝國の位——を生を偷み、天下は難く死——と、思ふべき  
よ、公卿を移——兵を解き、民を救はん、と、思ふべき  
新く美叔盛振——と、隊中此位を主張する  
やと責——ふ、大に悔悟——余過き、汝を扶  
て、公卿の遷移を謀る——と、思ふべき、それ、即  
ち、用——と、百金を附與、是より力を得

て周旋せり、曰、詳無二勇、さ、山寺よ、と、思ふべき  
よ、公卿の渴——詳、君意を述べて、云、長、公卿首領  
の老臣、冬、漢を罷——と、思ふべき、多、人、奉、り、謝、罪、の  
效、あり、ふ、き、を、れ、と、思ふべき、諸、公、當、此、處、に、富、有、し、然、る  
諸、公、遠、く、圍、み、こ、う、は、時、を、失、り、凡、西、渡、し、給、  
く、解、兵、よ、及、ふ、と、思ふべき、一、旦、此、屈、辱  
を、忍、ぶ、時、を、俟、て、誠、心、を、こ、と、九、重、の、貫、徹、し、  
給、し、も、——西、渡、を、拒、み、給、し、天下、は、歸、せ、し、  
る、體、の、ある、も、如、何、あり、と、思ふべき、愈、々、念、す、る、事、な、れ、

不慮総督の命に應じたりも天下は必ず  
謀る也と告げ又幕吏の長庚城を攻む卿を  
縛して軍門に降し解兵すくると論れ  
る。総督の事々皇國の爲を體認し長庚恭順  
し一不卿轉移ありて兵を解し一と為意あり今  
入使せんとす。數百に汝後兵に皆仇と見給ふべし  
ましも昔の皇國の民なり彼等の兵鋒鏑を  
寒凍の逢の苦を免ると免むとる。諸公の一度  
海より解兵の後徐々長庚寛宥れり我

謀る一は是弊廢と評廢日論よく力をを  
まかりと述一一は承受一一と三條の自書を  
與へしゆふ

二述

此方共身とて候に付美濃守候は白とて  
逐一致承念は不肯し身も及奉安宸襟交  
微志の有之は方天より御あり付て如何に  
進退に致し候ふは當廢は際内輪紛れし次  
中も一有志し若れ殊に勅擧に付為靜

校者中央方且相考、此、証言及沸騰也  
幾斗、皇國ノ所為、も、亦、何、心痛、思、  
且又、大膽家、未、孝、勅、依、存、既、三、老、也、  
如、最、刑、才、謝、六、六、父、子、退、隱、等、依、不、及、寬、  
大、し、よ、亦、重、五、賊、り、人、心、感、激、困、情、平、穩、  
一、も、一、も、存、存、古、事、情、日、推、察、因、縁、有、  
之、必、し、宜、い、合、力、教、入、事、

十二月三日

之後、詳、勇、等、五、卿、之、後、使、せ、水、野、丹、後、正、名

等、之、會、一、筆、之、西、郷、等、と、云、評、し、一、諸、公  
九、州、へ、移、り、終、り、時、を、作、り、其、故、諸、役、職、を、謀  
り、諸、藩、日、心、併、力、一、さ、ま、ま、六、老、を、起、し、幕  
吏、乃、機、姦、を、責、め、り、て、之、を、正、し、く、と、改、り、  
之、後、ま、一、書、を、送、ふ

西、郷、昔、も、助、之、極、密、詰、合、し、作、り、委、細、又、角、  
之、後、因、稱、し、路、札、結、静、し、効、験、お、立、派、也、  
諸、藩、へ、渡、海、し、依、り、依、り、依、り、存、吉、之、後、中、  
如、帆、岩、園、一、立、字、及、正、之、説、得、お、是、甚、明、に、其、説

世に精く周旋致す極返遅れ入るる

十二月十二日

月形洗藏

早川春致

拙隊兵其政府に抗し其君既に休して其氣挫き其に散れせしむ少くは殘黨あり其死の烈きものなるは長藤の吏人より總督より卿に迄あらず其味し其味も附屬は暴徒依せざるものあり兵士を以て洗滌

一函にせむの事して引返すべしと告ぐ  
ありしかん隊兵益急敵し西卿を迎えん  
者ハ皆殺せん又薩人西卿等我軍に動弱  
を窺ひ渡海して脱得せんとも大志ありし  
きく此海即三途河也若海東は粉  
糞のせんといふ詳勇二人を隊長は天下を  
薩の姦といふ又姦なきるあり西卿  
吾に西は如きはなり其人宅は天下に為する  
志ありて禁烟は迫るもの誰彼なく防

察す所の説なり、れは其藩を防戦せざる所ありて  
私の仇とすべし、又貴藩は自ら正議を尊べし  
るべき也、又卿は天下の人をなすを隊中は有と  
私を奉じて封内もて兵を知りて、國家を  
天下乱るを思ひさる、偏狭也と説き無二とそ  
説を輔け、春風又詳く厚遇を感し、且其意  
天朝の爲とする所なり、又詳く長藩和解は  
卿轉移の是難得矣と反覆討論せし、其凡  
余は君側の瘡を教と拂ひ、封内を二返する力

と專らふすべし、君が此好意は更に拒むされ  
と、其意は、詳く其好意は、其凡の志、法隊を其意  
の妖倭は、使く、その卿轉移を拒むる、遠なる、其  
る、其意を、其凡の志、法隊を其意、其  
用心、其意を、其凡の志、法隊を其意、其  
其、其意を、其凡の志、法隊を其意、其  
乃、其意を、其凡の志、法隊を其意、其  
其、其意を、其凡の志、法隊を其意、其  
と、其意を、其凡の志、法隊を其意、其



及び三傳を侍せし石川道正も末菊郎  
弦等心細き一骨を敵の足扶持しこれ  
詳ハ隊兵の況得し一勇ハ五郷の巨儒の應  
接し終ハ五卿も西渡を決し隊情も平  
穩しこれハ詳なる春風ノ況く後其森  
を少着の輩して薩士を連下しあるも  
陰登と吉升佐去後新英茂篤三人渡  
来り即ち美以奈草しと詳敬無二義門  
元壽重本守忠茂親及び石川乃正も其法也

令して酒宴を春風等ハ長士の心と  
しとあり隊兵ハ勅指せんとして後其  
事官もて薩ハ三士詳敬等ハ家傳し  
之ハかくししと去る此時長ハ太田市進  
直方ハ對する多田壯彦弘恭ハ薩士ハ事し  
を急ぎしも密令を隊兵ハ受しと進しと薩  
座しと弦歌舞踏して給しとと  
後又舟浦しと會津せしと詳此機  
を失し月五卿西渡せしと而して解を

及らんとす。曾々云西渡ハ既ニ決シテ  
後ノ一可ナリ。今ハ諸國ノ兵士此最寒  
ノ氷陣ニテ艱苦甚シ。けさハ解冬を先  
ナク。詳肯セリ。詳論及テ夜曉ノ至ル  
ト凡隆盛ノ云余ハ早川ノ日意ハ。終ニ決  
議。一藩人ハ。いよいよ夜明ガ至ル。一船  
ヲ。一火急ノ海ノ藩兵ヲ仇セ。後詳  
等居間。警ヲ解シ。此夜始リテ。席を回リ  
秋砂時於。一ニ藩王室ノ為メカヲ殺セ。

基ニ。多ク。十二月廿七日。廣嶋。ニテ。総督。より  
解云。此方ヲ布告セ。一。きけ。ま。三十。名。廣乃  
兵士。一傷ヲ受ル者。も。如。一。改。廣。セ。リ。詳。云  
夫。より。長。府。清。末。先。國。ノ。諸。隊。兵。ヲ。結。接。セ  
ラ。キ。よ。し。の。端。況。を。あ。一。明。正。月。改。廣。尺  
ニ。後。隊。兵。數。更。ヲ。拂。ハ。若。側。ヲ。清。ム。後。長。廣  
より。其。廣。ノ。為。メ。カ。ヲ。盡。一。五。卿。將。移。リ  
必。ク。守。セ。リ。と。カ。メ。娘。子。ヲ。添。テ。婚。一。と。守。リ  
五。卿。も。頓。ク。改。地。一。宰。府。ノ。寄。寓。一。と。守。リ



詳し揚見——西郷氏等——其事体をお尋り  
——揚見を以て夏より秋まで出守守  
防せしき法を修平後改も又中して監倉  
揚倉揚倉より下りて九月詳終り獄より上りしき  
其家をお尋りし母より別を告ぐ不肯言句  
す——懸せし終り君を匡救すりふし終り  
——て夏より秋まで揚倉の力學せしり揚倉  
揚倉を托し揚倉の力學せしり揚倉の  
重科の處せしき——身より同志お尋りし揚倉

行多——命を以て同志十三人と共刑ふ  
終り終り時慶應紀元十月十日其年三十  
八也城下小林幸次先登り葬りし詳斂銃の藝  
を益を得く仰成を受り又好みく馬を馳せ  
知り家學を受り父祖の教を傳へしり魚住  
三郎八明識の學い最論易此二經を玩味しり  
意く其兵法を叔父長野誠の學い其評可し  
獲り故り東海庵の經説と長沼藩高村兵法  
を篤く信し是を學り同志より授りし信の學

少者多——少年事の清獻遺言を以て小學の  
曰書の文の教の世の儒學者兵法者流の  
不為を修むる——志大——小節を  
修めずも其れ為る——身を顧みる——  
且人の接するは言面折——是も其を容る  
——能はぬ故に人の疾惡を受る事深——平  
野居の詳と同志——且曰庚辰郷に後  
國を去る——君臣——天下の公道有れ  
主従の後世の私制也——の説を立て詳の書珠

家せ——如奔——て力を玉事——事——  
詳朋友の謂——廣の河は率制せ——  
志業の伸ひるの素の——志のなればも二百年  
未だ恩澤を蒙る——君臣の首を思ひ  
余の陪居なり今仕ゆる君を勉む——昔も玉事  
を勤めんと朋友門人——に國臣の應せし西公氏  
り邂逅——意氣五段——けり小隆遠くを教を利明  
又月形の志氣筑屋——其比をいれも未だ官途  
を經に他邦の遊——なる世教の習熟せし

余曰行——とそちを老成せ——と云ひ——其  
藩主許容る——と云ひ果され其出陣は日族  
と率領を命——と防守せ——と云ひ——  
其業永日は倦み——と春を圍——と誠是  
を——と詳ら究を哀——と人よ斯——と等級  
明——と人への諷誨は行——と云ひ——  
君もも失ふ——と若らもあつ——と人を得あり  
と獲らもあつ——と故は昔人の謀ふ——と云ひ——  
詳中ふ——と是と云ひ——と夫の阿叔天下

英俊よ交り給ひさるふよれり西公氏の如き  
ハ其谷を以てせハ我業井目を以てと教  
雅——と云ひ——と高きめ如——と新春風堂  
て馬園もて詳勇二人と命——と酒園は  
余ハ良死をなれ者もあつ——と月形君ハ氣性  
も熱い——と只早川君の壽を保ち他日  
の教を立つる——と余ハ孩児を授け——と云ひ——  
よて家をかかれ死後ハ早川君ハ保護を  
抱へ——と云ひ——と亦多くハ俗論堂のるよ教を

な〜んとて泣き言れられた茶室の姉も傍よ  
ま〜と涙を流せり果〜と云の妙〜なりし  
りの勇前言を履人と志〜予らふ言柄と詳り  
二兄共よ君用よ浴〜人の挨拶を俟た成長〜  
けさの日製の二短刀を二兄よ多う短き〜五卿  
宰府よ富右〜流るる長慶再任の巻起りし  
よ長兵少老誠を返りて三條の筆を返ふ〜人の  
巻説仍りき〜は護持の薩長大山捨と冊  
綱良肥後薩長古田多次一足謁見〜卿の志意

を回し〜。昨年長慶守及を〜も薩長  
西の昔〜助吉并き補肥後長谷川仁志馬孫が月形  
洗藏等月族〜より皇國天朝の序を〜と  
西海〜より三島に安危を計る〜何〜と  
長州より暴を〜迎〜た〜も〜と動〜  
〜とや〜と益〜と其英傑を並〜稱せ〜と  
事〜別れ也〜明治二年薩長より詳り家よ  
系図を記し又五代松平北條忠利〜多〜日三  
六月詳り積子の尊王の志を〜先の官武混錯

して天下方向をまひし。確乎として邦家の  
の爲る力を尽しし。此も不幸にして寛延の  
罹り誠忠の志を遂げざるを憐むして永世家  
の年毎に銀二十枚を賜ひる資を供せしめ  
らるる順に後学の教師を補せしむ別録を  
與へ妹の阿梅を撰ぶまじし。公の傳母とされ  
名を清淑と命せし。明治五年三月朝廷より  
舊藩中殉難を悼み給典料給與し。是は  
壬申の年を限りて廢し。特恩を乞ふ三年か

金三十七石五拾錢を一時より給ふ左大臣  
熾仁親王詳父弘と号す。勤王の篤志有るを  
嘉し。延弘四年四月高風清節の四字  
を書し。して弟の順より下賜す。

### 吉田重藏

吉田重藏良秀、糸井笠郡隈村の産也。小学を  
虎吉、後重次郎と稱す。卒後田中氏父の清助

と云せし農を業とし良秀の氣節にりりて  
農服武事志し一且隣村の岡部謙と藤井  
良秀と絶く文學を為し王霸の辨別を究  
きりふ又謙の友平將國臣仙田に敏く令り益  
方向を知り時勢を返し一霸府の跋扈を憤り  
勅王の志を發し一武時二士の志を東  
詔し議論しけるふ良秀 君ありて誰  
の志しん葦原はあゝの爲しとばけに我を  
既よ産をあり書を運し二女子を設けりしふ

屋宅破壊をいれしは心なけりす却ちの事よは  
賊を擲ちりり文久三年二月十日家人よは  
讚波の金沢屋を洋せん為りて云く肥後人  
松田重助範義の住み家を焼く一のその時紙障子に  
あゝありし人よは云せりふ知れぬ柴田屋は和  
心をこ書けりり是より吉田重藏と姓名改  
変し一歳内を經理し志士と共々尊攘の事  
を謀まり武時兄の清吉よ書を授けりて曰  
一第巻と信ふ最悪く初はははははと云

東能於不始と云ふ子や、父は女とて、  
妻は子に在り、何處に心配り、  
之言及向而速返下、  
於く、心は掛り、  
明涼く包む、  
有く、  
慮及、

すん、  
皇國、  
何もの、  
の足、  
皇王、  
孝事、  
諭、

よそへて湖も有てしは在る偏十義と  
知るる者斗ふに我事し事論評は未  
しる交はる百も果し持もてあはれし  
とも二親願ふもてい言はれ親も急り  
親を先よすに義之君も事し忠  
すは天下之幸也次やとらふ次男も  
賢兄二状を背しり無遺心君も忠  
事りて日先逝て花を交討死に  
つるは君も一死を逝て二つは

百か能く行事も万事を利害  
紙し編り行ゆく少くも唐は  
良義子も都も能く事問可  
おはれはるる思岩氏も世状  
ひはるる思岩氏も世状  
多とす入作院

主次郎事

癸亥正月廿日

吉田主藏

田中清吉様

良秀



又短冊を添へり

九重よつては心あり増へて

よき意しきふまゝに守り良秀

後中山忠光八日十甲の攘夷の先鋒として人とて  
潜る事ありしに西折居せしむる雄士三千餘人  
随従し良秀も其一人たりし時石清水の橋で  
入るに神皇國意と誓ひしに内外のさみし  
拂ひ切らば又或時友人よみしに 天地の設  
けまたくくく花を皆武士の心といふよき事なり

水野善之助等と和田村を守りしに忠光營を  
根峯山に移すとふ及ひ其不可不説きしに  
聴くれば即水野等と共小書を交りて誰散らし  
し終ふ捕へらるる事師方撤ししより長藤の兵  
禁断小迫しし時國良等と共斬られぬ時小  
元治元年七月廿日某三千人迄後本茂良秀の  
元管内の衆をばはれしに累々功をた志高く  
労を尽しし宿志を遂げし殉難せしを  
憐れ事師方峯山よき事同く姓名を記せし



夏頃一けるふ元治元年三月無二朋友此力  
一と穢と既一と國を去り一と無可を  
福を獲く是隨に其日二姉を筋ひ然し  
て是考妣の墓よ詣りて其津を洋  
一と和歌を指多しなり 限るそと思ひさ  
まのこく汲水を涙まし一と其を向むけと  
まは 玉のつめつくだ心一と誠りまは身れ  
穢よは和歌もなす一書をぬめりて男氏夫  
婦よ知のより石恩を受くれも報ひたる

を謝し表す松尾栲三氏佳直は汝と劍檢  
の業に勤むことも孝問は急なり余志は  
去國急遽の隙にありても程ふ事を悔ふれ  
力なきことし書をなき二姉よ一と乳を托する  
意を細く告ぐりてはる長路に走り野口邊磨  
と改め兄弟もまた三田尻あき三條云は後  
其のふ夏長蘆此老臣益田親施福宗元潤  
國に朝相等そ老死を嘗てん為小上系世  
かは兄弟同く随りて世時流度より衆會せ

一隊をひく一隊と一隊を保信と長一隊  
志勇隊し早に無可も一隊中不編せし  
山崎の天王山と也一けり長後伏見の部不  
豊大園の御ひ一朱柄鎧物本あり一を  
典一藤茂親も一石を獲て無可り  
と一すれい愛玩せり七も中旬夜視と共不  
京師よ六く事情を探索せり十八日乃  
夕去兵君例の忠を掃へんあふ入京と  
笑ふれいしも天王山と馳攻り一不夜既不

言時よそ此兵の山下に下きり無可嘗て登り彼  
鎧を求むりよ人持去り一かな一力なく  
人の控一柄鎧を控へり一入京一衆と京  
舊司目れ弟一旅一不諸度攻圍とて愛抱に  
無可茂親共よ井垣と依りて丸と遊も一不  
群敵門よ迫る無可起ちり一土佐の那須俊平  
重任屋崎寺し進直基と只三人衆よ先ち  
門を用きて相向ふ彦根の西御返と助長鎧を  
梶け一番鎧と一呼りて進東る無可彼短鎧

をひく鬪ひ西郷の胸を刺して斃せしむるも  
教諭の爲ふ叢刺せしむる死を時よ元治元年  
七月十九日として崇奉二十四也山田俊藏放近世事  
情を輯し無可を稱し武勇無比と記せり  
王政復古に及ぶに藩洛東の忠死の若の碑  
石を建てる無可をよ表しけり本度ともま  
靈山に碑石を建てる姓名を旌しおとをりし  
後吾可の累の勲を志すく皇室に哀微  
を歎きその力奔走し忠志を遂げんしと

死亡せし追悼しして奉命よ其家より  
多費を法に且旌忠祠しとあり後ね延  
三ノ目本系ひきを併せゆふ事一月月形詳り  
同

加藤日記書

加藤日記書徳成幼名三太郎中頃又左衛門と稱し  
藤原姓とて世襲の中老内匠徳裕の庶長子母ハ

尾形氏也。祖人を守り、延徳隣りし。天文改十三年  
三月五日、那珂郡福島城下大名町堀端の宅に  
生る。天保九年一月、年甫十上、而て義兄す。此  
徳藏後改尾田 播磨守 此嗣、少きより、かば邦君世祿  
二千八百石余を徳成に授けり。中老となり、早良郡  
を領する。享永六年七月、魯船長所へ入  
り、急行して守衛し、けさ、陣羽織を授けられ  
明和安政元年、其指揮機会を失り、夜白  
骨若せしを賞し、て刀を給ふ。同三年七月

参政に補せし。是尋も、軍事を掌らる。あ  
ら、徳成敏懐より、て、才藝人の、務き、それ、を  
忌む者多く、進途塞き、小要職に於、其  
日僚皆、之、能よ、及、た、何、を、心、く、所、嫉、忌、し、て、密、に、  
心を合せ、徳成を、叩、中、職、務、を、奪、は、り、す、故、に、  
職、を、辞、し、ら、る。も、許、り、し、之、治、元年、七月、長、濱、の  
兵士、林、五、郎、之、迫、殺、す、て、報、復、し、け、し、六、速、に、兵、を  
上、せ、大、内、を、警、衛、す、り、り、ん、と、な、り、徳、成、は、  
愛、し、意、し、て、國、辱、を、贖、は、り、と、議、定、し、

隊將を命せしむ辭を以て許容せしむれば千  
姓兵を率ひて八月朔夜を以て越境し國界  
若狹ありしは長兵敷き還りて天幕あり  
關西の諸處に征討の命ありければ佐成等ハ  
尾張の諸處に君の先鋒あり入隊大期を以  
て命せしむ既にして尾張大綱を以て征討  
總督として廣治に至り軍を駐めしむ藩主  
參議の所より長治の幕府に抗敵するを  
論じて移轉せしめんことを以てしむ藩

ももつしは大に憂ひて十月書を以て總  
督に十八日入隊の命を以て謹領し以て多し征討  
防長に士民を廢棄するは不意ありありしは  
先大膳父子を論し悔服せしめんは速に謀成  
を以てしむしは論ありしは余間士を以て  
て後情を以て父を以て悔悟し且吉田監物  
を以てしむしは將吏を以て論しねく官軍を  
抗すしむしは國藩の命しむしは又正邪を  
以てしむしは今統正政はそ二黨ありし

死地に陥るは心して血戦すべし——兵連の禍  
延ひ其虚は事——内患亦憂并起し非洲  
表留れ奉りしある人々を思ひたさし深き意  
ありと告ぐんとてくも書い言をたすべし  
ま旨を使ひししてそをを辨明せんとするべ  
其人甚強し——佐成の君命を辱しめど  
隊將を別人の命——徳成を返す——主乃  
意錢告ましく彦治よき——たれも総督の  
謁してその意を詳細に告げ寛典解兵

此利害是非を明し——其に属成漸集ふ  
正肥田玄也雲鳥輝等に在りしは——総督の  
意し其命——公の所をせん——答りし既し  
し——長藩迫関の重臣三人の首を収め——父  
子此罪を謝し——けむい総督山口新城を毀ち  
況富の諸紳みんとす人——命せしむる其  
諸紳は各處よりあつて保管せしむるべし  
先説の書は收受せしむるべし——其を整理し  
ハ解去せんしかりし事——別は月形詳しをせ





諸侯の士車凍寒ふ困苦——意即れ愛  
ま生すくたれは乞ひしを随ふ——とて取引  
せしむ徳成は度信をま——とて即ち  
て下れぬ速に解きあ——とて陸登ハ  
弊後之兵士き万人市中銀昔——とて忠  
とて後よ日を送ま——とて伏解を速に改議  
たぐは改廢せ——とて——とて總督能言を  
能明——とてき解き、決——とて陸登は佩刀を  
能い徳成よ陣ね敵は用ある排置也

後藤頭乗り化——刀を飾る三具 偉人傳の  
刀三口と  
すのこ  
器なり 小黄金三枚を信——とて能いも居士と  
根を授も——とて佐成旅宿よ海り属吏  
神代勝三傳一旭真藤登利明と共る酒を  
汲み酣——とて自ら今旅款を化——とて  
と云 皇ら馬國ろ 或士ハ——とてなる事をこの  
勤心——とて只の才——とてなる赤心を君と親とふ  
そんも——とては親世の傳——とて感吟——とて終り  
天下に小學校生徒及び兵士に唱歌——とて採用の

るふ或る此時迄履れ言上成し倦疲し輜重  
を舟に積りし時計りて其れも事決せられ  
軍を踏みし憂ひし解きの命りり  
三十好藩一傷せし人たなく幕府の威名も  
全くし各百戰を唱し我先しと留ふ  
——時よ十二月廿九日なり 岡田右得評云  
餘藩之兵に又君命を文て小倉左陣の越すお  
智不愧古人 一是し志すし西原の縹紳よ春湯にかく  
任後説教をわしし事平らむね

徳成君命をなす苦心尽力し干戈動ん  
總督の波は鋒痛を免きしり盛切  
を助きしり後日長慶より徳成より  
猶りしも皆謝せし福徳よ六徳成廣  
きよましくも意對機を失くし総督其  
為人を感して長防の志は皆お深き  
えられ上下孝しく稱賞しけり福國は  
厚の貴紳文しし世よ布きし其  
是れは益なりし志あるる若し其能

を思ひ若かりしきりし小切方まゝの大になれ  
任垢しき〜 證據すゝもあつとあつとあつと  
職を辞せんとす 町奉行の意え年二月十七日の  
病を給して庭よりすたすたの軍國の費用  
連續し藩政窮迫し入すの境いな  
まゝ思田澤整君の懇告して舊めけきて  
二月十一日任次を執政と爲し藩政を掌ら  
し〜 ふたは既ぬ補されし命して固  
名改稱せし〜 例なりし小徳成のみ

之命するに流人等〜 幾程とぬ  
又月廿三日職を辞しその後返塞せし〜 とき  
十月廿五日森田の宗政清〜 此謀を思はん  
とて辱腹を命せし〜 かし其刑場天  
板寺にあり駕籠をぬく堂より外へ望し  
幾程と〜 願せられた卒後座下をぬき  
として時を福せし〜 少も身體を動かさず刑  
陣と足と組み腹をもちて座〜 日口と〜 小  
まての侍〜 さい三方に木刀を戴き 君方

其の思ふ所を以て今一りの物もまはる武士の  
一念に終らざるは其の思ふ所を以て首を伸べり  
ヨロシと云ふ事しむる其の思ふ所を以て  
勇猛なりと氣を屈せざる事なりと實に將器な  
る哉と歎惜する時、賊三千も也博多を海  
の傍頭節信院の葬る士民其死を傷み其  
人を宗の祈きは験ありとて其墓に泣く者  
怨をなせり二子半<sup>後及</sup>徳直徳次郎  
佐推<sup>堅武</sup>とも小笠原<sup>家</sup>を継ぐものなり

故に野村氏の子市に徳行を尊ぶ事なり  
徳成素は建部氏の妻に死すべくかかれ  
死に徳成を氣く、跡之を力に倫に絶えり  
文字をありては賞詞を受け武藝を勵みて  
時彼を授けらるぬ捨り馬の業に徳直  
寇むるれみかり、雅楽及能楽の藝を鼓圍春  
れお授と雖もあきらみなく工を以てな  
中にも又より村裡を傳へる業を絶え  
追指を以て且馬上に劍を試みけり

學ぶ者多し。然るも謙讓溫和の姿を以て  
して妬疾を致せり。嘗て思濟の立陣の日  
曰志、誓ひて曰既、因論正議、海一武  
俊充實、此節も侍らるれ、何の幸らそ、如  
く人若此、正議衰頹せ、我、陳死の節、  
他意なき、云、大福此人、彼男を、  
僕、の、あ、ゆ、を、毎、利、を、得、る、を、知、り、き、り、を  
あり、不、仕、成、の、自、ら、得、薄、を、業、し、出、入  
と、計、り、し、を、頗、る、憂、を、致、し、新、の、函、工、を

臣と、我器を製し、臣僕に甲冑を完備し、  
毎、去、振、甲、此、或、を、行、く、藩、士、嘗、て、宰、存  
の、性、ま、し、を、競、る、せ、し、に、家、臣、法、を、修、平  
利用、勇、三、に、より、け、き、の、後、の、競、る、不、仕、成  
を、せ、し、良、馬、を、附、し、て、競、る、を、厭、う、た、馳  
驅、せ、し、命、し、し、き、の、節、に、地、還、り、ぬ、甚、や、極  
す、る、事、斯、の、を、し、な、れ、の、臣、僕、も、懐、服、し、て  
主、に、志、業、を、補、佐、せ、し、に、連、存、し、て、利、用、及、び、  
紫、田、市、多、職、定、上、田、大、内、元、勝、も、御、下、り、

年を經く宛枉明かりなり其の首とくく  
徳成を旌忠祠と奉り遺子佐直の烟を免し  
藩政よ冬せしむる事をして其父の志を継ぎ  
志節を愛せざる可貴し一俸三百五十石を與  
て上士とす又佐成累々の勤王の志を固守し  
先年官武混雜天下紛擾の秋は遂に方向  
確乎として邦家の為を鞠躬せしむ一時  
宛枉の罹り忠誠の素志を遂せざるを憐む  
とて永世毎年其家にお銀二十石を與へし

祭祀の用は供せしむるに佐成の二百石與へ  
て中士となし其れ利用等三人も救はれて貴  
柄を更げしむる明治六年三月舊藩給より  
祭料を廢し格別を以て三年分金  
三十七石五拾錢を一時より賜ふるを初歴  
より傳へ命じしむるなり

蒲生重章近世偉人傳を著し佐成建部  
自強を合傳として其尾より福岡藩士一時  
遭慘刑者殆五十人矣而如徳成自強二子及平野

月形諸士其矯々者也。惜哉付之耳史口碑而未有立之傳者也。頃者其同志山内信實見示殉難諸士履歷書故余立之傳。小山朝弘辨春又曰福岡堂々大藩當時豈無識時務辨大義之士。然而未有聞于世者在焉。竊怪其萎靡之甚也。今讀此篇若加藤建部諸子志文超凡洵有用之士矣。惜哉不遂其志中道而斃。然憑子闇之筆獲不朽乎其名。不惟加藤諸子之幸亦足以為福岡一藩之光矣。

### 江上榮之進

江上榮之進武要小字ハ幸吉大藏性めり  
唐魂今と稱れ六右衛門善述の二男母ハ中村氏  
なり善述ハ武藝ハ長すりて以て家を業ハの  
祖父源藏源ハ文學修以て頭ハを始て本度  
ハ仕立所謂苓洲先生也武要天保五甲午  
五月朔日早良郡鳥羽村ハ生る幼ハて卓異  
長シて武藝ハを幼み皇學ハ志シてハ  
中ハ父の傳を以て射術ハを精究ハ世人ハ



月形諸士其矯々者也。惜哉付之耳史口碑而未有立之傳者也。頃者其同志山内信實見示殉難諸士履歷書故余立之傳。小山朝弘辨春又曰福岡堂々大藩當時豈無識時務辨大義之士。然而未有聞于世者在焉。竊恠其萎靡之甚也。今讀此篇若加藤建部諸子志文起凡洵有用之士矣。惜哉不遂其志中道而斃。然憑子闇之筆獲不朽乎其名。不惟加藤諸子之幸亦足以為福岡一藩之光矣。

### 江上榮之進

江上榮之進武要小字の幸吉大藏持めり  
磨魂今と歸り六右馬善述の二男母中村氏  
有り善述ハ武藝ハ長すりて家ヲ榮レリ  
祖父源藏源ハ文學ヲ以テ顯ルニ始ル本藩  
ニ仕ル所謂苓洲先生也武要天保五年甲午  
五月朔日早良郡鳥羽村ニ生る幼クテ卓異  
長シテ武藝ヲ幼クシテ志シトモせり  
中ニ父の傳を以テ射術ヲ精究ル世人ト

射術廢きしより、雖も其門人と共二十張の弓  
を取し、あは一城門を固守するふ思ひありし  
移せし、万延中、曾孫宗宸襟を慥し、終つた  
必の今れハ西鄙にも勅主の志を立ける士多し  
武要等ハそ巨魁とす、先本藩を匡救せん  
義し、そららの君を愛し、邦を憂ふるれ余り  
淺香山作茂義徳後茂 中村圓太無二と密小  
鹿兎寫し、奔りて國事を托し、改藩し、けり  
し、鞫問せしむるも、誰を逐ふ居せしむる界を踏  
る

夢を犯せしを罪し、文久元年、又月姫傳り  
流され、牢獄せしむる兄傳一郎後茂 善章  
是よ坐し、禄を減し、隠居せしむる、  
の子述直と副となる。武要是より一室の起部  
私舟を吟し、懐を述し、自編し、一巻を  
烟出と名づくも申ふ、賊守の鏡紫儿あり  
と、いふも、あは、い、の、那、れ、娘、始、ふ、な、さ、れ、く、と、あ、る  
水れりも、あ、う、と、そ、れ、か、が、り、と、な、る、思、ひ、あ、れ  
とも、あ、る、の、事、は、口、に、あ、ら、ま、し、も、さ、う、い、ふ、事、は、な、し

いもろる家此よよわさし〜もみ畑の月夜  
みろもも故にれ思ひの程も益境まらりなけ  
きあ中よ現せよれ幽冥と鬼界の宮なり  
古くを今身れよよ知しき〜志つたれも  
石の上よ〜昔も今も思ひも〜  
額よ矢のきもさし〜矢の矢のき〜海行の  
水つく屍の行の草むも屍大君れ思ひよ  
死〜困よ〜言のけ〜  
或雅のま心をさしをせハカ〜狭き心さうち

ま〜め〜〜〜〜棒う〜〜心さあ〜  
のれさ〜〜〜〜〜大和心分沖れさ〜  
ふ筆原〜〜〜〜送る月よ〜中〜魂の美  
〜龍心事て射じ〜〜事〜  
て御救〜〜〜〜〜  
み〜〜〜〜〜  
おひちら〜〜〜〜〜  
様〜〜〜〜〜  
す〜め〜〜〜〜〜





奪り諸緒律法名多由の謂一 鷄過せし事  
中にも千種有文朝臣其美收れ歌集の序とて  
賜へし凡思ふ月れ皆足跡 概和二國の善祿  
六十歳太宰府宮原の諸人々容見せし一三  
條云々 神威の賀延を聞きしをすの結して歌  
をいふ すと 國れしき道成ふ人の  
手とせぬ坂もやけしあゆん 望東外親溫和  
りしそ内志俊夾りし緒縫をとりし挿花の  
藝りみ 聖りまて工なしきふいふし 最も書長

歌をよくり 映るに虚構を思み實際を主とし  
月雲月影を詠すも 富託なりしるの富勢  
か 嘗て國部族威明の宛めて 平賀を言  
ふ 今一 時勢を詠るを聞て 王宮の陵夷を  
表す 幕吏の専恣を憤り 常に詠歌言流り  
お致す 主交り 皆好義の人なりと云ふ 東歌集の  
序の 皇家累をいふ 意み極り 國原の穢り下  
るをいふ 類ひなき 声お鳴りしる 夢も  
お終りす 心いふ 世なる 山白藤の名



すれども尚邦を憂ひ世疾傷む意を以て作して  
詠歌よ發し日志の卷二十卷入死刑の節  
を以てし 而せの爲につく 武家の命ふ  
らざる 神身ゆめ那又老血を刺し 行けを  
以てし 心經を書し 自條を添へて 家よと家よ  
へ 後 靈のいふ 心 後 心をか  
く 心よひす 法の文よみかへり 心よひは  
な 心よひに又出せし 心よひは 心よひは  
心よひは 心よひは 心よひは 心よひは

ひとと三卷のわらある 比賣鴻日記と名  
付まり日二年九月山口庵より春風抄と名  
付まりその筆跡よ苦しを閉き藤茂親を  
辱す若とて不意よ 娘をみ舟をよせ望東  
を奪ひ去り馬関よ 娘をよ 春風抄よ 昔  
深室よよとて婢女を侍せし 心後三田尻の  
荒瀬致和の家より 娘をよ 心後三  
年毛利親信等と名君の宛を訴へんと東  
上は 望東常よ 菅神を崇信にるを以てし





花浦ハ三田尻ハ一名ナリトモ傍業野山乃  
藁ノ葬ル後邦君望ム未ク言ハレ志原ク  
方向卓然ナリトモ宛柱ノ罹リトモ辨み  
銀子ヲモ多クハ初シテモ多クヲ修メ又  
旌忠祠モモ多クハ明治二ノ七月永世五年  
銀二十枚トモ多クハ與テハ志原ノ料トモセ  
トモハ志原ノ事トモ近藤若樹比賣日記  
ノ序トモ望東子トモ益良史トモ及レハ和魂  
トモヤチノ女トモハリトモ書トモ松村嘉助

府大参事正直刑責を辨トモ刊行トモ明治  
二ノ三月舊後殉難を悼ム典料を修メ  
トモハレモ慶トモ其ニハ志原三十七系  
又十餘を一時トモ賜小首を懸懸トモ傳命  
トモ

蒲生重章曰北筑當時閨秀不足其人少琴<sub>是井</sub>採<sub>是女</sub>  
嶺<sub>原震</sub>皆以風流文藻而其德不足論望東獨以慷  
慨氣節著余故為立傳聞京都府大参事榎村某捐  
贊刻其日乘亦可謂我輩人也哉又元田元孚曰望

東以眇乎一未亡人之身而唱尊王大義志節凜然  
馳名於天下昭映史策可不謂我東洋之美事哉

右七名の朝廷より受之しと云ふは明治三年  
十月太政官より姓名列指し其の蹟を徵  
し其の甚文なり

先般市記録編輯御用ニ付癸丑年有志

之徒事蹟并関係之書類を調査し其の旨を  
告有之は又今以不意知向し有るは早速取  
調来し二月之可差知事

列紙

福岡藩

平野次郎

月形 到

吉田重藏

中村恒次郎

加藤司書

江上栄之進

野村助作母

望東尼

此外共

此所布告を以て謄寫し、綴り編輯を命ぜ  
られし先此七人の傳を編輯し、其外共  
の命を奉り藩主より旌忠祠の祭と治  
し、諸志士の傳を編むよしを後巻の如し

